

第六十八回国会 農林水産委員会 議 録 第十八号

昭和四十七年五月十八日(木曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 藤田 義光君

理事 飯谷 忠男君

理事 松野 幸泰君

理事 渡辺美智雄君

理事 斎藤 実君

理事 阿部 文男君

理事 鹿野 彦吉君

理事 佐々木秀世君

理事 中垣 國男君

理事 野原 正勝君

理事 橋口 隆君

理事 山崎平八郎君

理事 角屋堅次郎君

理事 中澤 茂一君

理事 長谷部七郎君

理事 瀬野米次郎君

理事 津川 武一君

出席國務大臣

農林 大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

農林省農政局長 内村 良英君

農林省農林経済局長 小暮 光美君

委員外の出席者

農林水産委員会 調査室長 尾崎 毅君

委員の異動
五月十七日

津川 武一君

補欠選任

寺前 巖君

第一類第八号

農林水産委員会議録第十八号

昭和四十七年五月十八日

同日
寺前 巖君
補欠選任
津川 武一君

同日
小沢 辰男君
中村 拓道君
阿部 文男君
羽田 孜君
橋口 隆君
松野 彦吉君
中野 明君
近江巳記夫君

同日
阿部 文男君
中村 拓道君
羽田 孜君
橋口 隆君
松野 彦吉君
中野 明君
近江巳記夫君

同日
阿部 文男君
中村 拓道君
羽田 孜君
橋口 隆君
松野 彦吉君
中野 明君
近江巳記夫君

同日
阿部 文男君
中村 拓道君
羽田 孜君
橋口 隆君
松野 彦吉君
中野 明君
近江巳記夫君

同日
阿部 文男君
中村 拓道君
羽田 孜君
橋口 隆君
松野 彦吉君
中野 明君
近江巳記夫君

同日
阿部 文男君
中村 拓道君
羽田 孜君
橋口 隆君
松野 彦吉君
中野 明君
近江巳記夫君

同日
阿部 文男君
中村 拓道君
羽田 孜君
橋口 隆君
松野 彦吉君
中野 明君
近江巳記夫君

同日
阿部 文男君
中村 拓道君
羽田 孜君
橋口 隆君
松野 彦吉君
中野 明君
近江巳記夫君

同日
阿部 文男君
中村 拓道君
羽田 孜君
橋口 隆君
松野 彦吉君
中野 明君
近江巳記夫君

同日
阿部 文男君
中村 拓道君
羽田 孜君
橋口 隆君
松野 彦吉君
中野 明君
近江巳記夫君

同日
阿部 文男君
中村 拓道君
羽田 孜君
橋口 隆君
松野 彦吉君
中野 明君
近江巳記夫君

かかる修正案、及び津川武一君提出の修正案がそれぞれ提出されております。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案(角屋堅次郎君外二名提出)

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第十七条第一項の改正規定を削る。

第一条中第二十条第一項の表の改正規定の前に次のように加える。

第十八条第四項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第一条中第二十一項の表の改正規定の次に次のように加える。

第四十六条第一項第三号中「十年以上」を「一年以上」に改め、同項第四号中「十年未満」を「一年未満」に改め、同条第三項第三号中「又は第四号」を削る。

第五十条を削り、第五十条の二を第五十条とする。

第五十五条第一項を次のように改める。

前条の規定による掛金は、組合員においてその百分の四十を、その組合員を使用する農林漁業団体等においてその百分の六十を負担する。

第一条のうち、第六十二第二項第一号の改正規定中「百分の十八」を「百分の二十」に改める。

第一条中第六十二第二項第一号の改正規定の次に次のように加える。

第六十二条第二項を次のように改める。

2 国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため、毎年度、予算の範囲内において、給付に要する費用の百分の四に相当する額を補助することができる。

第三条中附則第十二条第三項の改正規定の次に次のように加える。

附則第十九条を次のように改める。

第十九条 削除
附則に次の三項を加える。

8 昭和四十七年九月三十日に組合員又は任意継続組合員であつた者で同年十月一日以後引き続き組合員又は任意継続組合員であるものが死亡した場合において、第一条の規定による改正前の法第五十条第一項の規定を適用することとしたならばその者の遺族が同項の規定による遺族一時金を受ける権利を有することとなるときは、当該遺族の希望により遺族年金に代えてその者に同条第二項に規定する額の遺族一時金を支給する。

9 前項の規定による遺族一時金が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「三十九年改正法」という。)附則第四条第三号の更新組合員に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、当該遺族一時金の額は、第三条の規定による改正前の三十九年改正法附則第十九条に規定する額とする。

(農林省令への委任)

10 前二項の規定による遺族一時金の支給の手續その他遺族一時金の支給に關し必要な事項は、農林省令で定める。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果、昭和四十七年度において新たに約三億八千三百四十二万円が必要となる見込みである。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案(津川武一君提出)

農林省令で定める。

農林省令で定める。

農林省令で定める。

農林省令で定める。

農林省令で定める。

農林省令で定める。

農林省令で定める。

農林省令で定める。

農林省令で定める。

農林省令で定める。

農林省令で定める。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第十七条第一項の改正規定を削る。

第一条のうち、第六十二条第一項の改正規定中「百分の十八」を「百分の二十」に改める。

附則第一項中「改正規定は同年四月一日から、第四条及び次項の規定は公布の日から施行する」を「改正規定並びに第四条及び次項の規定は、公布の日から施行し、この法律による改正後の法第六十二条第一項の規定は、同年四月一日から適用する」に改める。

本修正の結果必要とする経費
平年度約一億八千九百万円の見込みである。

○藤田委員長 この際、両修正案について提出者より順次趣旨の説明を求めます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 ただいま議題となりました農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対し、日本社会党、公明党及び民社党三党共同にかかわる修正案について、提案者を代表し、趣旨説明をいたすものであります。

修正案については、お配りしてありますので、案文の朗読は省略させていただきます。

次に、修正の理由と内容につき、その概要を申し上げます。

第一は、任意継続組合員制度の存続を必要と認め、これを廃止せんとする第一条中、第十七条第一項の改正規定を削ることとしたのであります。

第二は、遺族年金の受給期間の短縮をはかるため、現行の「十年以上」を「一年以上」に、また「十年未満」を「二年未満」に、それぞれ規定を改め、遺族年金の内容を改善することとしたのであります。

第三は、掛金の負担区分について、現行の折半負担方式を改めることとし、すなわち、組合員

においてその百分の四十を、使用者たる農林漁業団体等においてその百分の六十を負担することに改定するものであります。

第四は、国庫補助率の引き上げについては、本委員会におけるたびたびの附帯決議等の趣旨に基づき、第六十二条第一項第一号の改正規定中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同条第二項の財源調整のための補助については、給付に要する費用の「百分の四に相当する額」を補助することに改めるものであります。

第五は、以上の修正に伴う条文等の整理のため、附則において所要の改正を行なうこととしたのであります。

以上が本修正案の主要な内容であります。何とぞ委員各位におかれましては、本案の趣旨に御賛同の上、全会一致をもって御可決あらんことをお願いいたします。

○藤田委員長 次は、津川武一君。

○津川委員 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する日本共産党の修正案の趣旨説明を行ないます。

年金は、働く人たちの切実な要求と長い戦いによって手にしたものであり、この後退は許さるべくもありません。しかし、今回は、農村関係労働者の置かれてある特殊事情からでき上がって来た任意継続という制度が、新規採用者から奪い取られます。また、公的年金は国と地方の負担ですべきものであります。今回は国の負担が足りなく、受給者に犠牲をしいることが大きくなっております。

そこで、文書でお手元にお配りいたしましたように、この二点での修正を提案いたしました。何とぞ皆さんの御賛成をお願いいたします。

○藤田委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、私の手で起草いたしました本案に対する修正案を提出いたします。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員提出)

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第六十二条の改正規定の次に次のように加える。

附則第六条の次に次の二条を加える。

(第一条第二項の法人の職員に対する特例)
第六条の二 第一条第二項に規定する法人の職員のうち、社団法人全国農業共済協会及び社団法人中央畜産会の職員にあつては昭和四十四年十二月十八日、社団法人中央酪農会議の職員にあつては昭和四十五年十月一日(以下これらの日を「適用日」といふ)の前日において厚生年金保険の被保険者であつた者で適用日に組合員となつた組合員であつた場合において、その者の適用日の前日以前における厚生年金保険の被保険者であつた期間(それぞれ当該法人の職員であつた期間に限る)は、この法律(第二十一条を除く)の適用については、組合員であつた期間とみなし、これとその他の者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。この場合において、当該組合員であつた期間とみなされた期間は、適用日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、第一条第二項に規定する法人が、当該法人の職員で前項の規定に該当するものの二分の一以上の同意を得て、昭和四十七年十月三十一日までに組合員に申出をした場合に限り、当該申出をした法人の職員について適用する。

3 前項の申出をした第一条第二項に規定する法人は、前項に規定するその職員のそれぞれについて、前二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十四年一月から適用日の属する月の前月までに係るものの各月につき、政令で定めるところにより、その者が組合員であつたものとみなした場合

において当該法人が納付すべきであつた掛金の額からその者についての厚生年金保険法の規定による保険料の額を控除した額にこれに対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する金額を、納付金として、昭和四十七年十二月三十一日までに組合員に納付しなければならない。

4 前項に規定する納付金は、当該組合員及び当該第一条第二項に規定する法人が折半して負担する。

5 第三項に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

6 前条第一項及び第二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十九年九月三十日以前の期間を含むものを有する組合員又は任意継続組合員に係る給付の額の算定については、その者を農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)附則第四条第三号に規定する更新組合員とみなして、同法附則第四条、第六条、第九条、第十一条、第十三条、第十六条及び第十九条から第二十一条まで並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十二号)附則第三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用については必要な技術的調整は、政令で定める。

附則第一項中「改正規定は同年四月一日から、第四条及び次項の規定は公布の日から施行する」を「改正規定並びに第四条及び次項の規定は、公布の日から施行し、この法律による改正後の法第六十二条第一項の規定は、同年四月一日から適用する」に改める。

附則に次の四項を加える。

4 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、この法律による改正後の法附則第六条の二第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算さ

る積立金のうち、この法律による改正後の法附則第六條の二第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算さ

る積立金のうち、この法律による改正後の法附則第六條の二第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算さ

る積立金のうち、この法律による改正後の法附則第六條の二第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算さ

る積立金のうち、この法律による改正後の法附則第六條の二第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算さ

る積立金のうち、この法律による改正後の法附則第六條の二第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算さ

れることとなつた法第一条第二項に規定する法人の職員である組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、昭和四十七年十月一日から二年以内に厚生保険特別会計から農林漁業団体職員共済組合に交付するものとする。

(厚生年金保険の第四種被保険者についての措置)

5 法第一条第二項に規定する法人の職員である組合員であつて当該組合員となつた日以後に厚生年金保険の第四種被保険者であつたものが、この法律による改正後の法附則第六條の二第一項及び第二項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間を組合員期間に合算されることとなつたときは、当該組合員となつた日以後における厚生年金保険の第四種被保険者であつた期間は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。この場合においては、政府は、政令で定めるところにより、その者が厚生年金保険の第四種被保険者として納付した保険料の額にこれに対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する金額を、厚生保険特別会計からその者に還付する。

6 この法律による改正後の法附則第六條の二第四項の規定により組合員として負担した納付金は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十四條第二項並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十四條第一項第三号及び第三百四十四條の二第一項第三号の社会保険料とみなして、これらの法律の規定を適用する。

7 (厚生保険特別会計法の一部改正)
厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「並ニ農林漁業団体職員共済組合法附則第六條第一項及第三項」を「農林漁業団体職員共済組合法附則第六條第一項及第三項並ニ農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改

正する法律(昭和四十七年法律第 号)附則第四項」に改め、「交付金」の下に「並ニ同法附則第五項ノ規定ニ依ル本会計ヨリノ還付金」を加える。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果、納付金を社会保険料控除の対象とするため、所得税が約百六十二万円の減収となる見込みである。

また、通算措置に伴い、厚生保険特別会計から農林漁業団体職員共済組合へ約一千万円が交付されるほか、同会計から厚生年金保険の第四種被保険者であつたものに対し約二百七十一万円が還付される見込みである。

○藤田委員長 修正案は、お手元に配付してあるとおりでございます。

その案文の朗読は省略して、以下修正の趣旨を簡単に申し上げます。

まず修正の第一点は、本法の施行期日のうち、給付に要する費用に対する国の補助率にかかるとのについては、昭和四十七年四月一日となつておりますが、この期日はすでに経過しておりますので、これを公布の日から施行することに改めるとともに、昭和四十七年度予算にかかる国の補助金については、これを四月一日に遡及して適用することにしております。

修正の第二点は、社団法人全国農業共済協会、社団法人中央畜産会及び社団法人中央酪農会議の職員の年金について、本共済組合加入前の厚生年金被保険者期間のうち、当該法人の職員であつた期間に限定し、その期間をも組合員期間とみなし、これを通算する特別措置を設けることとしております。

すなわち、各法人の本共済組合適用日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた者が適用日に組合員となつた者が、昭和四十七年十月一日

まで引き続き組合員であり、各法人がこれに該当する者の二分の一以上の同意を得て昭和四十七年十月三十一日までに本共済組合に申し出をし、かつ組合員期間とみなされる期間のうち昭和三十四年一月から各法人の適用日の属する月の前月までの期間について、その者が組合員であつたものとみなした場合に納付すべきであつた掛け金の額から、その者についての厚生年金保険料の額を控除した額に、これに対する利子相当額を加算した額を納付金として本共済組合に納付した場合に限って、特別措置として通算を認めることとしております。

なお、この場合の納付金については、法人及び組合員の折半負担とし、納付金については、所得税法等の特別措置として社会保険料とみなし、これを控除することとしております。

また、本修正と関連し、厚生保険特別会計の積み立て金のうち、組合員期間に合算されることとなつた職員の厚生年金保険の被保険者であつた期間にかかるとのについては、昭和四十七年十月一日から二年以内に同特別会計から本共済組合に交付するものとしたほか、組合員となつた日以後に厚生年金保険の第四種被保険者であつた期間を持つ者については、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなし、第四種被保険者として納付した保険料の額に、これに対する利子相当額を加算して得た額の合計額に相当する金額を厚生保険特別会計からその者に還付するものとしてしております。

その他所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上が修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、各修正案について、それぞれ国会法第五十七條の三により、内閣の意見があればお述べいただきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 ただいまの委員長提案の修正案につきましては、政府としては、施行期日に関する部分を除き、必ずしも適当ではないと考えております。

また、角屋堅次郎委員外二名提案の修正案及び津川武一委員提案の修正案につきましては、政府としては賛成しがたいところであります。

○藤田委員長 各修正案に対して別段御発言もないようであり、原案並びに修正案を一括して討論に入りたいと思ひますが、別に討論の申し出もありませんので、これより採決に入ります。

念のため採決の順序を申し上げます。
津川武一君提案の修正案は角屋堅次郎君外二名提出の修正案にも含まれておりますので、まずこの共通部分について採決をし、次に、角屋堅次郎君外二名提出の修正案中、共通部分を除く部分について採決し、次に、委員長提出の修正案を採決し、しかる後に修正部分を除く原案を採決することといたします。

角屋堅次郎君外二名提出の修正案と津川武一君提出の修正案の共通部分は、第一条中第十七條第一項の改正規定を削る点及び第一条のうち、第六十二條第一項の改正規定中、百分の十八を百分の二十に改める点であります。

それでは順次採決いたします。
まず、角屋堅次郎君外二名提出の修正案と津川武一君提出の修正案の共通部分について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立少数。よつて、この共通部分は否決されました。

ただいま共通部分を採決した結果、津川武一君提出の修正案は否決されました。

次に、共通部分を除く角屋堅次郎君外二名提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立少数。よって、共通部分を除く角屋堅次郎君外二名提出の修正案は否決されました。

次に、委員長提出の修正案について採決いたします。委員長提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よって、委員長提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○藤田委員長 この際、本案に対し附帯決議を付したいと存じます。

案文を朗読いたします。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、わが国社会保障制度の前進を図るため、公的年金制度の改善充実に一層努めるとともに、農林漁業団体職員共済組合については、制度自体がもつ特殊性を十分考慮し、健全な運営がはかられるよう左記事項について十分な検討を加え、その実現を期すべきである。

記

一 年金財政の健全性を確立するための対策として、給付に要する費用に対する国の補助率をさらに引き上げること。

二 本制度が多額の整理資源をかかえている現状にかんがみこれに対する財政援助の方途を検討すること。

三 既裁定年金の改定については、年金の実質的価値を維持するため、経済変動に応じたスライド方式を確立すること。

四 遺族年金の受給資格期間の要件を引き下げること。

五 農林漁業団体職員の給与が他の職域のそれに比し低水準にある実情から、これを是正するため適切な指導を行なうこと。

以上であります。本附帯決議案を本案に付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤田委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。赤城農林大臣。

○赤城農林大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、誠意をもって努力いたします。（拍手）

○藤田委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○藤田委員長 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。赤城農林大臣。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案
農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律

（農業災害補償法の一部改正）
第一条 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三中「前条」を「前二条」に改め、「この場合において」の下に、「当該負担金が第十三条の二の負担金であるときは」を加え、同条を第十三条の四とし、第十三条の二の次に次の一条を加える。

第十三条の三 国庫は、収穫共済につき、第二百二十条の六第一項の収穫共済の共済目的の種類等ごと及び第二百二十条の七第一項の収穫共済の共済事故による種別ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所の存する同項の区域又は地域の属する危険階級の収穫基準共済掛金率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。

国庫は、樹体共済につき、第二百二十条の六第四項の樹体共済の共済目的の種類等ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所の存する第二百二十条の七第六項の区域又は地域の属する危険階級の樹体基準共済掛金率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。

第十五条第一項第四号中「第八十三条第四号」を「第八十三条第一項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第八十三条第一項第四号の果樹共済事業を行なう農業共済組合にあつては、その行なう収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とされている果樹につき栽培の業務を営む者

第八十三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 果樹共済

第八十三条に次の一項を加える。

果樹共済は、収穫共済及び樹体共済とする。

第八十四条第一項中「第三号」の下に、「果樹共済のうち収穫共済にあつては第四号、果樹共済のうち樹体共済にあつては第五号」を加え、同項に次の二号を加える。

四 共済目的 ろんしゅうみかん、なつみかん、りんご、ぶどう、なし、ももその他政令で指定する果樹（省令で定める品種に属するもの及び省令で定める栽培方法により栽培されているものを除く。）

共済事故 風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収及び品質の低下

共済目的 前号の果樹（省令で定めるその支持物を含むものとし、省令で定める生育の程度に達していない果樹及びその支持物を除く。）

共済事故 風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による枯死、流失、滅失、埋没及び損傷

第八十四条第二項中「廃用」の下に「並びに同項第五号の埋没及び損傷」を加え、同条第三項中「第一項第一号の農作物」の下に「及び同項第四号の果樹」を加える。

第八十五条第一項中「第八十三条第一号乃至第三号」を「第八十三条第一号から第三号まで」に改め、同条第十二項中「保険事業」を「その共済責任に係る保険事業」に、「第八十三条第四号」を「第八十三条第一項第五号」に改め、同条第十一項の次に次の四項を加える。

第八十三条に次の四項を加える。

第八十三条に次の四項を加える。

第八十三条に次の四項を加える。

第八十三条に次の四項を加える。

農業共済組合は、その所屬する農業共済組合連合会が第二十一条第二項の規定によりその共済責任に係る保険事業を行なう場合に限り、第八十三条第一項第四号に掲げる共済事業を行なうことができる。

収穫共済のうち、その共済目的の種類ごとに、その地域内に住所を有する者が栽培する当該種類の果樹に係る果実の相当部分が農業協同組合の共同利用施設によりその品質の程度に応じ格付けされて販売されている等の理由によりその品質の程度を適正に確認することができると見込みがあるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聞いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む農業共済組合と当該地域内に住所を有する者との間に成立する当該種類の果樹に係る収穫共済の共済関係以外の共済関係に係るものにおいては、前条第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済事故のうち果実の品質の低下を共済事故としなすものとする。

前項の規定による指定には、第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、第六項中「前項」とあるのは、「第十四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

前項において準用する第六項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

第八十五条の四第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 果樹共済を行なう農業共済組合にあつては、次に掲げる果樹共済

イ その共済責任期間が当該公示前に始まり当該公示の際まだ満了していない共済関係に係る果樹共済

ロ 当該公示以前にその共済責任期間が満了した共済関係に係る果樹共済

第八十五条の四第五項中「又は蚕繭共済に係る共済目的のすべて」を「若しくは蚕繭共済に係る共済目的のすべて」に改める。

係る共済目的又は同項の規定により行なう同項第四号イの果樹共済に係る共済関係のすべて」に「又は蚕繭共済に係る共済目的の存しない」を「若しくは蚕繭共済又は果樹共済に係る共済目的又は共済関係の存しない」に改める。

第八十五条の七中「乃至第九項及び第十一項」を「から第九項まで及び第十一項から第十四項まで」に、「第八十三条中」を「第八十三条第一項中」に、「第一号乃至第三号」を「第一号から第四号まで」に改め、「同条第四項」の下に「及び第十三項」を、「その共済事業の実施区域」との次に「同条第六項」を加え、「同条第六項」を「同条第六項（同条第十四項において準用する場合を含む）」に、「読み替える」を、「同条第十二項中「第八十三条第一項第四号」とあるのは「第八十五条の七において準用する第八十三条第一項第四号」と、同条第十三項中「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、同条第十四項中「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、「第十四項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第十四項」と読み替える」に改める。

第八十五条の八第一項中「及び第八十五条第一項」を「並びに第八十五条第一項及び第十二項」に改め、「蚕繭共済」の下に「並びに当該農業共済組合が同項の規定により行なう同項第四号イの共済事業の共済関係に係る果樹共済」を加える。

第八十五条の十二第一項中「農業共済組合」を「組合等」に改め、「農業協同組合」の下に「又は農業協同組合連合会」を加え、同条第二項中「農業協同組合」の下に「及び農業協同組合連合会」を加える。

第八十七条第三項中「第三百三十二条」を「第三百三十二条第一項」に改める。

第九十三条第二項中「家畜共済」の下に「果樹共済」を加える。

第三条の二」を「第三百三十二条の二若しくは第三百三十二条の五」に改め、同項に次の一号を加える。

八 第二百二十条の二第一項の規定による申込みをした組合員等が、当該申込みの際、当該申込みに係る果樹に関する省令で定める重要な事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（組合等がこれを知つたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。）

第九十九条第一項の次に次の一項を加える。

組合等は、第二百二十条の六第一項の規定により栽培方法に依る区分が定められた共済目的の種類に係る果樹につき、組合員等がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該果樹に適用されたものに係る栽培方法以外のものに変更した場合、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員等に対して共済金の支払の義務を有しない。

第三百三条中「商法第六百四十二条、第六百四十三条及び第六百四十六条」を「商法第六百四十二条から第六百四十六条まで、第六百四十六条及び第六百六十二条」に改める。

第二百二十条中「第六百四十一条」を「第六百六十二条」に改める。

第二百二十条の三、乃至第六百四十一条を削り、「第六百四十九条及び第六百六十二条」を「及び第六百四十九条」に改める。

第三章第四節中第二百二十条の三を第二百二十条の十三とし、第二百二十条の二を第二百二十条の十二とし、同節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 果樹共済

第二百二十条の二 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び第二百二十条の九第二号に掲げる期間ごとに、農業共済組合の組合員

又は次条の果樹共済資格者が、定款等で定める申込期間内に、その者が現に栽培している第八十四条第一項第四号又は第五号の果樹で、組合等が現に行なつていない収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類として

いるもの（収穫共済にあつては第二百二十条の六第一項の収穫共済の共済目的の種類等ごと、樹体共済にあつては同条第四項の樹体共済の共済目的の種類ごと）に、その栽培の業務の規模が、省令の定めるところにより定款等で定める基準に達しないものを除く。）のすべて（当該果樹のうちこれが収穫共済又は樹体共済に付されるとすれば共済事故の発生する果樹共済事業の適正円滑な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき収穫共済又は樹体共済の共済関係を成立させないことを相当とする省令で定める事由に該当する果樹があるときは、その省令で定める事由に該当する果樹以外の当該果樹のすべて）を組合等の収穫共済又は樹体共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

前項の規定による承諾は、当該収穫共済又は樹体共済に係る第二百二十条の九第一号又は第二号に掲げる期間の開始前で行なうべきことではない。

第二百二十条の三 共済事業を行なう市町村で果樹共済を行なうものとの間に収穫共済又は樹体共済の共済関係を成立させることができる者は、当該市町村が現に行なつていない収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類としていられる果樹につき栽培の業務を営む者（省令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。）で、当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有するもの（以下果樹共済資格者という。）とする。

第二百二十条の四 第二百二十条の二第一項の規定により組合等との間に収穫共済又は樹体共済

の共済関係が成立した者は、当該収穫共済又は樹体共済に係る共済責任期間の開始する時まで、当該組合等に、共済掛金（定款等）の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払に係る共済掛金を支払わなければならない。

第二百二十条の五 組合等との間に収穫共済又は樹体共済の共済関係の存する者は、当該共済関係に係る共済目的に省令で定める異動を生じたときは、定款等定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

第二百二十条の六 収穫共済の共済金額は、共済目的の種類（主務大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の品種又は栽培方法に於て区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定められた区分。以下「収穫共済の共済目的の種類等」という。）及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等定めるところにより、果実の単位当たり価額に、その者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量を乗じて得た金額（以下この項において「基準収穫金額」という。）に定款等定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、基準収穫金額の百分の七十をこえない範囲内において、申し出た金額とする。

前項の果実の単位当たり価額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び都道府県の区域ごとに、過去一定年間に於ける果実の平均価格を基礎として、主務大臣が定める金額とする。

第一項の基準収穫量は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、主務大臣が定める準則に従い、過去一年間におけるその者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の収穫量（第八十五条第十三項（第八十五条の

七において準用する場合を含む。）の規定により果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済以外の収穫共済にあつては、当該一定年間に於けるその者の収穫に係る当該果実の品質の程度に於て当該収穫量に一定の調整を加えて得た数量）等を基礎として、組合等が定める数量とする。

樹体共済の共済金額は、共済目的の種類（主務大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の生育の程度に於て区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定められた区分。以下「樹体共済の共済目的の種類等」という。）及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等定めるところにより、共済価額に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の百分の八十をこえない範囲内において、申し出た金額とする。

前項の共済価額は、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、主務大臣が定める準則に従い、当該農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が栽培する果樹（第八十四条第一項第五号の省令で定めるその支持物を含む。）で当該樹体共済に付されるものの当該樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における価額として組合等が定めるものを合計した金額とする。

第一項及び第四項の最低割合の基準は、主務大臣が定める。

第二百二十条の七 収穫共済の共済掛金率は、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故による種別（第八十五条第十三項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済とその他の収穫共済との別

をいう。以下同じ。）ごと及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の収穫基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。

前項の収穫基準共済掛金率は、都道府県の区域内における危険階級別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の収穫一次共済掛金標準率（前条第一項の区分が定められた共済目的の種類に係るものについては、当該都道府県の収穫二次共済掛金標準率）に一致し、かつ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示する指数の比に一致するように主務大臣が、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済事故による種別ごとに危険階級別に定める。

前項の危険階級の別、各危険階級に属する第一項の区域又は地域及び各危険階級の危険程度を表示する指数は、都道府県知事が、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済事故による種別ごとに定める。

第二項の収穫一次共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故による種別ごと及び都道府県の区域ごとに、次の率を合計したものとす。

- 一 省令で定める一定年間に於ける各年の被害率（以下この項において単に被害率という。）のうち、主務大臣が定める通常標準被害率（以下「通常標準被害率」という。）をこえないものにあつては、その被害率を、収穫通常標準被害率をこえるものにあつては、通常標準被害率を基礎として主務大臣が定める率（以下「通常標準被害率」という。）をこえるものとする。
- 二 被害率のうち、収穫通常標準被害率をこえるものそのこえる部分の率を基礎として主務大臣が定める率（以下「通常標準被害率」という。）をこえるものとする。

第二項の収穫二次共済掛金標準率は、都道府県の区域内における収穫共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の同項の収穫一次共済掛金標準率に一致するように主務大臣が、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故による種別ごと及び都道府県の区域ごとに定める。

樹体共済の共済掛金率は、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の樹体基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。

前項の樹体基準共済掛金率は、都道府県の区域内における危険階級別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の樹体一次共済掛金標準率（前条第四項の区分が定められた共済目的の種類に係るものについては、当該都道府県の樹体二次共済掛金標準率）に一致し、かつ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示する指数の比に一致するように主務大臣が、樹体共済の共済目的の種類等ごとに危険階級別に定める。

前項の危険階級の別、各危険階級に属する第六項の区域又は地域及び各危険階級の危険程度を表示する指数は、都道府県知事が、樹体共済の共済目的の種類等ごとに定める。

第七項の樹体一次共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、次の率を合計したものとす。

- 一 省令で定める一定年間に於ける各年の被害率（以下この項において単に被害率という。）のうち、主務大臣が定める通常標準被害率（以下「通常標準被害率」という。）をこえないものにあつては、その被害率を、樹体通常標準被害率をこえるものにあつては、樹体通常標準被害率を基礎として主務大臣

が定める率（以下樹体通常共済掛金標準率という。）

二 被害率のうち、樹体通常標準被害率をこえるものそのこえる部分の率を基礎として主務大臣が定める率（以下樹体異常共済掛金標準率という。）

第七項の樹体二次共済掛金標準率は、都道府県の区域内における樹体共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の同項の樹体一次共済掛金標準率に一致するように主務大臣が、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び都道府県の区域ごとに定める。

取獲通常共済掛金標準率及び取獲異常共済掛金標準率並びに樹体通常共済掛金標準率及び樹体異常共済掛金標準率は、四年ごとに一般に改正する。

第二百二十条の八 組合等は、取獲共済については、取獲共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとの、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等の当該取獲共済の共済目的の種類等に係る第二百二十条の六第一項の基準収獲量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該取獲共済の共済目的の種類等に係る果実の収獲量（第八十五条第十三項（第八十五条の七）において準用する場合を含む。）の規定により果実の品質の低下を共済事故としない取獲共済以外の取獲共済にあつては、その年における当該組合員等の取獲に係る当該果実の品質の程度に応じ当該収獲量に主務大臣が定める方法をより一定の調整を加えて得た数量）を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）がその基準収獲量の百分の三十をこえた場合に、共済金額に、その減収量のその基準収獲量に対する割合に応じて省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとす

組合等は、樹体共済については、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとの、共済事故によつて組合員等が被る損害の額が共済額額の百分の十をこえた場合に、その損害の額に、共済金額の共済額額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとす。

前項の損害の額は、共済事故に係る果樹又は支持物の価額で樹体共済の共済額額の算定の基礎となつたものにより、省令の定めるところにより、定款等で定める方法によつて算定するものとする。

第二百二十条の九 果樹共済の共済責任期間は、取獲共済にあつては第一号に掲げる期間、樹体共済にあつては第二号に掲げる期間とする。

一 花芽の形成期から当該花芽に係る果実の取獲をするに至るまでの期間（主務大臣が特定の取獲共済の共済目的の種類等に係る果樹につきこれと異なる期間を定めるときは、その果樹については、その主務大臣の定めた期間）

二 共済目的の種類ごとに定款等で定める日から一年間

第二百二十条の十 組合等は、果樹共済の共済金額の決定又は支払うべき果樹共済の共済金額に係る損害の額の認定に関し必要があるときは、当該組合等に第二百二十条の二第一項の規定による申込みをした者又は当該組合等との間に果樹共済の共済関係の存する者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合その他の団体でこれらの者からその生産した果実の加工若しくは販売の委託を受け又は当該果実の売渡しを受けたものに対し、当該委託又は売渡しに係る果実の数量又は品質に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

第二百二十条の十一 果樹共済には、第二百二十条の二、第二百十一条の二、第二百十一条の三第二

項、第二百十一条の四及び第二百十一条の七並びに商法第六百四十四条、第六百四十五条及び第六百四十九条の規定を準用する。この場合において、第二百十一条の二第一項中「第八十条第一項第三号に掲げる牛（十二歳をこえる種雄牛を除く。）又は同号に掲げる馬（明け十七歳以上の種雄馬を除く。）を飼養するもの」とあるのは「当該組合等が現に行なつて果樹共済においてその共済目的の種類として第八十四条第一項第四号又は第五号の果樹につき栽培の業務を営むもの」と、「当該家畜」とあるのは「当該果樹」と、「家畜共済」とあるのは「取獲共済又は樹体共済」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百二十条の十一において準用する前項」と、第二百十一条の三第二項中「家畜共済の」とあるのは「果樹共済の」と、第二百十一条の四中「家畜共済資格者から第二百十一条」とあるのは「果樹共済資格者から第二百十一条」と、第二百十一条の七第一項及び第二項中「家畜共済」とあるのは「果樹共済」と、同条第二項中「第二百十一条の三第二項」とあるのは「第二百二十条の十一において準用する第二百十一条の三第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二百二十条の十一において準用する前二項」と読み替へるものとする。

第二百二十一条第一項中「第八十三条第一号乃至第三号」を「第八十三条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第二項中「農業共済組合が第八十三条第四号」を「組合等が第八十三条第一項第四号又は第五号」に、「その組合員」を「その組合員等」に改める。

第二百二十二条第二項中「若しくは家畜共済資格者」を「家畜共済資格者若しくは果樹共済資格者」に改め、「家畜共済」の下に「果樹共済」を加える。

第二百二十三条第一項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 果樹共済に係るものにあつては、その共済金額の百分の九十に相当する金額

第二百二十四条第二項中「蚕繭共済」の下に「果樹共済」を加える。

第二百二十五条第一項第一号中「総支払共済金の金額」を「組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「組合員」を「組合員たる組合等」に改め、同項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 果樹共済に係るものにあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の九十に相当する金額

第二百二十九条第七号及び第八号中「第二百三十二条」を「第二百三十二条第一項」に改める。

農業共済組合連合会の果樹共済に係る保険事業には、第九十二条の規定を準用する。

第二百三十二条の二第一項中「若しくは家畜共済資格者」を「家畜共済資格者若しくは果樹共済資格者」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の事業には、第二百十一条の四並びに商法第六百三十一条、第六百三十七條、第六百三十九條から第六百四十六條まで、第六百四十九條及び第六百六十二條の規定を準用する。

第二百三十三条中「及び家畜共済」を「家畜共済及び果樹共済」に改める。

農業共済組合連合会とその組合員との間に果樹共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、取獲共済にあつてはその共済目的の種類たる果樹ごと及び取獲共済の共済事故による種類ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類たる果樹ごとに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係

る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとす。

第四百三十五条に次の一号を加える。

四 果樹共済のうち、収穫共済に係るものにあつてはイの金額、樹体共済に係るものにあつてはロの金額

イ 共済目的の種類たる果樹ごと、収穫共済の共済事故による種別ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額から、総保険金額に収穫通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額

ロ 共済目的の種類たる果樹ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額から、総保険金額に樹体通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額

政府の果樹共済に係る再保険料は、収穫共済に係るものにあつては第一号、樹体共済に係るものにあつては第二号に掲げる金額とする。

一 共済目的の種類たる果樹ごと、収穫共済の共済事故による種別ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額に収穫通常共済掛金標準率を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額

二 共済目的の種類たる果樹ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額に樹体異常共済掛金標準率を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額

第四百三十七条第一号中「総支払共済金の金額」を「組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額」に改め、同条第二号中「その総支払共済金の金額」を「農業共済組合連合会が支払うべき保険金の総額」に改め、同条第三号中「支

払保険金」を「農業共済組合連合会が支払うべき保険金」に改め、同条に次の一号を加える。

四 果樹共済のうち、収穫共済に係るものにあつてはイの金額、樹体共済に係るものにあつてはロの金額

イ 共済目的の種類たる果樹ごと、収穫共済の共済事故による種別ごと及び農業共済組合連合会ごとに、農業共済組合連合会が支払うべき保険金の総額から、当該果樹に係る総保険金額に収穫通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額

ロ 共済目的の種類たる果樹ごと及び農業共済組合連合会ごとに、農業共済組合連合会が支払うべき保険金の総額から、当該果樹に係る総保険金額に樹体通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額

第四百四十五条の二中「第二百一十一条第二項の規定により行なう事業」の下に「果樹共済に係る保険事業を除く。」を加える。

第四百四十七条第一号及び第十二号並びに第四百五十条の三第一項中「第三百三十二条」を「第三百三十二条第一項」に改める。

第二条 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び家畜共済」を「家畜共済及び果樹共済」に改める。

附則

（施行期日）
1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

（果樹保険臨時措置法の失効）
2 果樹保険臨時措置法（昭和四十二年法律第九十三号）は、昭和四十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

（果樹保険臨時措置法の失効等に伴う経過措置）
3 果樹保険臨時措置法の失効の際現に存する同法に基づき果樹保険の保険契約に係る保険事業及び再保険事業に関しては、同法は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 果樹保険臨時措置法の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 果樹保険臨時措置法の失効の際現に同法に基づき果樹保険に付されている果樹は、当該果樹に係る共済目的の種類についての改正後の農業災害補償法第二百二十条の九第二号に掲げる期間で、その保険期間の満了前に開始するものを共済責任期間とする樹体共済の共済関係については、同法第八十四条第一項第五号の果樹に含まれないものとする。

（収穫通常共済掛金標準率等の改定の特例）
6 改正後の農業災害補償法第二百二十条の七第四項の収穫通常共済掛金標準率及び収穫異常共済掛金標準率並びに同条第九項の樹体通常共済掛金標準率及び樹体異常共済掛金標準率の昭和四十八年における設定後最初に行なう一般の改定及び当該改定の次に行なう一般の改定は、同条第十一項の規定にかかわらず、それぞれ昭和五十年及び昭和五十二年において行なうものとする。

（農業共済再保険特別会計法の一部改正）
7 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「家畜勘定」の下に「果樹勘定」を加える。

（家畜勘定）
「家畜勘定」を「家畜勘定又ハ果樹勘定」に改め、「同条第三項中「又ハ家畜勘定」を「家畜勘定又ハ果樹勘定」に、「又ハ家畜共済」を「家畜共済又ハ果樹共済」に改める。

（及附属雑収入）
第四条中「及附属雑収入」を「並ニ附属雑収入」に、「農業災害補償法第十三条の三」を「農業災害補償法第十三条の四」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条ノ二 果樹勘定ニ於テハ果樹共済ニ関スル再保険事業経営上ノ再保険料、一般会計及再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ再保険金、農業災害補償法第十三条の四ニ於テ準用スル同法第十三条ノ規定ニ依リ交付金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第五条中「及家畜共済」を「家畜共済及果樹共済」に改める。

第六条第三項中「家畜勘定」の下に「又ハ果樹勘定」を加え、同条第四項中「又ハ家畜勘定」を「家畜勘定又ハ果樹勘定」に改める。

第六条ノ二第二項中「家畜勘定」の下に「又ハ果樹勘定」を加える。

第八条及び第九条第二項中「又ハ家畜勘定」を「家畜勘定又ハ果樹勘定」に改める。

計ノ果樹勘定及業務勘定ノ所屬トス此ノ場合ニ於テ第四條ノ二中「果樹共済」トアルハ「果樹共済及果樹保險」ト、「交付金」トアルハ「交付金、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第...号）附則第三項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルコトトサル果樹保險臨時措置法（昭和四十二年法律第九十三号）第二十三條第二項ノ規定ニ依ル交付金」ト、第五條中「及果樹共済」トアルハ「並ニ果樹共済及果樹保險」ト訛替フルモノトス

第二十四條 第二條ノ二第一項ノ規定ニ依ル一般會計ヨリノ受入金ハ同條第二項ノ規定ニ依ルモノノ外予算ノ定ムル所ニ依リ第二十二條ノ再保險事業ニ係ル果樹保險ニ關スル異常災害ノ發生ニ伴フ果樹勘定ニ於ケル再保險金ノ支払財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ繰入ルモノトス

第二條ノ二第一項ノ規定ニ依ル果樹勘定ヘ繰入金ハ同條第三項ノ規定ニ依ルモノノ外予算ノ定ムル所ニ依リ第二十二條ノ再保險事業ニ係ル果樹保險ニ關スル異常災害ノ發生ニ伴フ果樹勘定ニ於ケル再保險金ノ支払財源ノ不足ニ充ツル為ノ繰入ルモノトス

第二十五條から第二十八條までを削る。
(農業共済再保險特別會計法の一部改正に伴う経過措置)

8 改正後の農業共済再保險特別會計法の規定は、昭和四十八年度の予算から適用する。
9 農業共済再保險特別會計の昭和四十七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、同會計の臨時果樹勘定の昭和四十八年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、同會計の果樹勘定の歳入に繰り入れるものとす

10 農業共済再保險特別會計の昭和四十七年度の出納の完結の際同會計の臨時果樹勘定に所屬する積立金の額に相當する金額は、改正後の農業共済再保險特別會計法第六條第三項において準用する同條第二項の規定により、同會計の果樹勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

11 この法律の施行の際農業共済再保險特別會計の臨時果樹勘定に所屬する権利義務は、政令で定めるところにより、同會計の果樹勘定に歸属するものとする。
12 農業共済再保險特別會計の臨時果樹勘定の昭和四十七年度の歳出予算の経費の金額のうち改正前の農業共済再保險特別會計法第二十八條において準用する同法第十二條の規定による繰越しを必要とするものは、同會計の果樹勘定に繰り越して使用することができる。
13 この法律の施行前に農業共済再保險特別會計の再保險金支払基金勘定と同會計の臨時果樹勘定との間においてされた繰入金は、改正後の農業共済再保險特別會計法第六條第三項において準用する同條第二項の規定の適用については、同會計の再保險金支払基金勘定と同會計の果樹勘定との間においてされた繰入金とみなす。

理由

果樹保險臨時措置法の施行の実績等にかんがみ、農業者がその営む果樹農業につき不慮の事故によつて受けることのある損失を補てんして農業經營の安定を図るため、果樹農業に關する農業災害補償の制度を創設するとともに、これに關連して農業共済基金の業務範圍を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○赤城國務大臣 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。農業災害補償制度につきましては、制度創設以來、農業經營の安定のため多大の寄与をしてま

いったことは御承知のとおりであります。近年における果樹農業の著しい進展と農業生産に占めるその地位の重要性にかんがみ、その健全な発展と經營の安定をはかるため、果樹農業についても本制度の対象とすることが強く要請されるに至っております。政府におきましては、このような事情にかんがみ、昭和四十三年以降果樹保險臨時措置法に基づいて果樹共済の制度化のための試験を行なつていくところでありましたが、その試験期間が昭和四十七年度をもって終了いたしますので、その実績を踏まえて、昭和四十八年度から恒久的な果樹共済制度を創設することとし、この法律案を提出いたした次第であります。次に法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、果樹共済の種類及び実施体制でございます。果樹共済につきましては、果樹の永年性作物としての特性にかんがみ、年々の果実の收穫を対象とする収穫共済と樹体そのものを対象とする樹体共済の二種類といたしております。また、この事業の実施は、農作物共済等の場合と同様に、農業共済組合または市町村の共済事業、農業共済組合連合会の保險事業及び政府の再保險事業により行なうことといたしております。第二に、対象果樹につきましては、温州ミカン、ナツミカン、リンゴ、ブドウ、ナシ、モモその他政令で指定する果樹といたしております。第三に、果樹共済の内容でございますが、収穫共済につきましては、風水害等の災害によつて生じた果実の減収等が三割をこえた場合に、樹体共済につきましては、これらの災害による樹体の枯死、流失等によつて生じた損害が三割をこえた場合に、それぞれ、その減収または損害の程度に応じて、共済金を支払うことといたしております。第四に、果樹共済の加入方式でございます。果樹共済への加入は、農業者の任意といたしておりますが、事業の安定的な運営ができるよう、農業共済組合等がその旨の議決をした場合には、關係農業者がこれに加入する義務を負うこととする道も開いております。第五に、共済掛け金の國庫負担でございますが、農家負担の軽減をはかるため、共済掛け金の二分の一を國庫が負担することといたしております。第六に、農業共済基金の業務範圍の拡大でございます。基金は、果樹共済の共済金等の支払いの円滑化に資するため、必要な資金の融通等ができることといたしております。以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。藤田委員長 以上で趣旨説明は終わりました。次に、本案の補足説明を聴取いたします。小暮農林經濟局長。○小暮政府委員 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。まず第一に、果樹共済の実施体制でございます。果樹保險臨時措置法による試験実施におきましては、農業共済組合連合会の保險、政府の再保險による二段階制により運営いたしておりますが、今回の果樹共済におきましては、事業の円滑な実施をはかるため、農業共済組合または市町村が共済の元受けをし、これを農業共済組合連合会が保險し、政府が再保險する三段階制で運営することといたしております。なお、果樹共済事業またはその保險事業は、各地域の果樹農業の実態に応じて選択実施することができることといたしております。第二に、果樹共済の種類は、収穫共済と樹体共済の二種類といたしておりますが、これらの内容は、まず収穫共済につきましては、果樹の種類またはその品種等による区分ごとに、風水害等の自

然災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の滅収または品質の低下によって農業者のこうむった損害が三割をこえた場合に、共済金額にその損害の程度に応じて定められる支払い割合を乗じて得た金額の共済金を支払うこととしたしております。なお、品質の低下による損害につきましては、果実の品質の程度を適正に把握できる地域として主務大臣が指定する地域に限って共済金の支払い対象にすることができるといたしております。

次に、樹体共済につきましては、果樹の種類またはその生育の程度による区分ごとに、これらの災害による樹体の枯死、流失等によって農業者のこうむった損害が一割をこえた場合に、損害額に共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額の共済金を支払うこととしたしております。なお、共済金額につきましては、収穫共済では基準収穫金額の七割を、樹体共済では共済価額の八割をこえない範囲内で、農業者が選択することとしたしております。

第三に、果樹共済の共済関係につきましては、農業者が、果樹の種類ごとに、その共済事業の対象となっている果樹のすべてについて申し込みをし、組合等がこれを承諾することによって成立する仕組みといたしております。

第四に、本制度における責任の分担につきましては、組合等がその共済責任のうち一〇%を歩合で保有し、残りの九〇%を超過損害歩合再保険方式により農業共済組合連合会と政府が分担することとしたしております。なお、この場合の超過損害歩合再保険方式は、農業共済組合連合会の保険責任のうち異常責任部分に対応する部分の九五%を政府が再保険することを内容としたしております。

第五に、共済掛け金率につきましては、農林大臣が過去の被害率を基礎として定める基準共済掛け金率を下らない範囲内で組合等が定款等で定めることとしたしております。

第六に、果樹共済についての政府の再保険事業の経理は農業共済再保険特別会計において行なう

ものとし、同特別会計に果樹勘定を設ける等農業共済再保険特別会計法につきまして所要の規定の整備を行なうこととしたしております。

最後に、本制度の実施時期でございますが、現在行なっております果樹保険臨時措置法による試験実施の期間が昭和四十七年度限りとなっていること等を考慮して、昭和四十八年度からといたしております。

以上をもちまして農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○藤田委員長 以上で補足説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十一時四十一分散会

農林水産委員會議録第十号中正誤

| | |
|---------------|-------|
| ペシ 段行 誤 | 魚 正 |
| 一 二 末七 流 | 魚 正 |
| 三 一 一元 家態 | 実態 |
| 三 一 一七 分布 | 公布 |
| 同 第十一号中正誤 | |
| ペシ 段行 誤 | 正 |
| 二 一 二六 代表団同志 | 代表団同志 |
| 三 〇 二 一元 旧年来 | 九年来 |
| 三 七 一 一元 御存だか | 御存じだか |